

# 登校許可証明書

年 組 生徒氏名

病名 診断年月日 年 月 日

上記の病気は、他の児童・生徒にうつるおそれがないと認められますので、  
 月 日 より登校してもさしつかえないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

※ 下記の感染症の治癒後、登校を再開するにあたって当証明書を学校に提出してください

	病名	出席停止期間の基準	登校再開時に必要な書類
第1種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他	<b>治癒するまで</b>	登校許可証明書 (医師による証明)
第2種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により <b>学校医その他の医師において</b> 感染の恐れがないと認められるまで	
	結核	症状により <b>学校医その他の医師において</b> 感染の恐れがないと認められるまで(抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない)	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により <b>学校医その他の医師において</b> 感染の恐れがないと認められるまで	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ		
	腸チフス		
	細菌性赤痢		
	その他の感染症 <主なもの>・溶連菌・マイコプラズマ・感染性胃腸炎・伝染性紅斑(りんご病)・手足口病・急性細気管支炎(RSウイルス)等	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良くなるまで ※出席停止の指示は、地域、学校の状況により考慮して判断。 <u>必ず出席停止を行うべきというものではない</u>	